ひと，くらし，みらいのために
厚生労働省　山梨労働局

山 梨 労 働 局 発 表
平 成２９年９月１４日

山梨県最低賃金が変わります！
～１時間　７８４円へ～

1　山梨労働局（局長 木幡　繁嗣）は、平成29年９月14日、下記のとおり、山梨県最低賃金の改正決定をした。本日付けで官報公示され、平成29年10月14日から発効する。

・　１　時　間	７８４円（現行７５９円）
・　効力発生日	平成２９年１０月１４日

2　山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、山梨地方最低賃金審議会に対して調査審議を求め、慎重な審議を重ねた同審議会の意見（答申）を尊重して最低賃金の改定を行っている。

本年は、６月30日に改正諮問を行い、８月17日に答申を受けた。その後、答申内容に係る意見公示を行ったところ、異議の申出がなされ、９月５日に開催された同審議会において、異議の申出の取扱いについて審議を行った結果、「８月17日付け答申どおり決定することが適当。」との答申を受けた。

当局では、この答申後に公示等諸手続きを行い、本日、官報に公示されたことから、上記の最低賃金額については、平成29年10月14日から効力が発生することとなった。(※)

3　山梨県最低賃金は、特定最低賃金が適用される労働者を除き、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態、性別、年齢、国籍を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるものであり、改定される最低賃金額を一人でも多くの人に知ってもらうことが重要である。

山梨労働局においては、改定された最低賃金額の周知を図るため、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関等に周知の依頼をするとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図っていくこととしている。

（※）　山梨県内の事業場においては、労働者に原則として同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1　山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県最低賃金	時間額	効力発生日
	784円	平成29年10月14日

2　次の手当等は最低賃金に算入しません

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
②時間外･休日･深夜手当
③臨時に支払われる賃金
④1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3　特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的･身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

4　次の産業については、特定最低賃金が定められています（改正審議中）

特定最低賃金	電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851円	効力発生日 平成28年12月18日
	自動車・同附属品製造業	857円	効力発生日 平成28年12月24日

※年齢（18歳未満、65歳以上）、技能習得中（雇入れ後6月未満）及び特定の業務（清掃、熟練を要しない業務等）に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。詳細については、お問い合わせください。

（お問い合わせ先）

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内１－１－１１	（055-225-2854）
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田２－５－５１	（055-224-5616）
都留労働基準監督署	都留市四日市場２３－２	（0554-43-2195）
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢６５５－５０	（0556-22-3181）

「業務改善助成金（拡充）」のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、ＰＯＳシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

【支給対象者】 事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります

【支給の要件】

○賃金の引上計画を策定すること：事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）
○引上げ後の賃金額を支払うこと（賃金支払実績）
○生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
○解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと・・・・・など

【助成額】

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切り捨て）。 なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められているのでご注意ください。

事業場内最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
４０円以上	７／１０ ※ （常時使用する労働者数が企業全体で３０人以下の事業場は３／４※） ※生産性要件を満たした場合は３／４（４／５）	７０万円	事業場内最低賃金が８００円未満の事業場
６０円以上		１００万円	事業場内最低賃金が１０００円未満の事業場
９０円以上		１５０万円	事業場内最低賃金が８００円以上１０００円未満の事業場
１２０円以上		２００万円	

【生産性向上に資する設備・機器の導入例】

○ＰＯＳレジシステム導入による在庫管理の短縮　○リフト付特殊車両の導入による送迎時間の短縮
○インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化
○顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
○専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上　・・・・・など

詳細は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）をご参照ください

（問い合わせ先）山梨労働局 雇用環境・均等室　TEL055-225-2851

労務改善、経営・業務改善の相談は、最低賃金総合相談支援センターへ！

「山梨県最低賃金総合相談支援センター」では、中小企業事業主の皆さまを対象に、労務改善のみでなく経営・業務改善も含めたワンストップ相談を行っています。ここでは、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家の派遣も無料で行っています。労務・業務改善でお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

山梨県最低賃金総合相談支援センター（甲府市丸の内２丁目３４－１共栄ビル2F）TEL ０１２０-３３８-７３７

賃金体系や退職金制度などの賃金相談承ります

「賃金体系を変更したい。」「退職金制度をどうしようか。」「基本給や手当の決め方は？」など、企業からの賃金・退職金制度等に関するお悩み相談を賃金相談員(社会保険労務士）が承ります。

○賃金相談日は、原則として毎月第１・第２・第３金曜日（電話予約制）
○相談時間は、９時～１６時（１２時～１３時は休み）
○相談場所は、山梨労働局４階　雇用環境・均等室（〒４００－８５７７　甲府市丸の内１－１－１１）
※ 相談内容は秘密厳守、また相談費用はかかりません。お気軽にご相談下さい。

（問い合わせ先）山梨労働局 雇用環境・均等室　TEL055-225-2851

山梨県 最低賃金が改定されました。

平成29年
10月14日から

〈時間額〉

784円

25円 UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
http://www.saiteichingin.info/
WEBで確認！ 最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは山梨労働局または最寄りの労働基準監督署へ
山梨労働局ホームページアドレス
http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上になっているか確認！

確認の方法は？

確認したい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額(※2)（時間額）と比較しよう。

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

1	時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額（時間額） 円				
2	日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	＝	時間額 円	≧	最低賃金額（時間額） 円
3	月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	＝	時間額 円	≧	最低賃金額（時間額） 円

4 上記 **1, 2, 3** が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ **2** の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ **3** の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合　日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

使用者も、労働者も、

必ず確認、最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金を確認しよう！

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（H29.9）